

○藤沢市空き地に繁茂する雑草等の除去指導要綱

昭和46年9月7日

告示第25号

改正 平成8年9月20日告示第168号

(題名改称)

平成22年3月31日告示第410号

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市環境基本条例(平成8年藤沢市条例第16号)の規定に基づき、この市の空き地に放置された雑草又は枯草の除去の指導について必要な事項を定めるものとする。

(平成8告示168・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 宅地化された状態の土地で現に人が使用していないものをいう。
- (2) 危険状態 雑草又は枯草が繁茂し、かつ、それらがそのまま放置されているため、生活環境の障害、火災の発生及び犯罪の原因となるような状態をいう。
- (3) 所有者等 空き地の所有者又は管理者をいう。

(平成8告示168・一部改正)

(危険状態の排除)

第3条 所有者等は、危険状態にあると認められる空き地に繁茂する雑草又は枯草の除去を責任をもつて行うよう努力するものとする。

2 市長は、危険状態にあると認められる空き地周辺の住民から繁茂する雑草又は枯草の除去の要請があつたときは、その所有者等に対し、雑草又は枯草の除去をするよう適切な指導又は助言をするものとする。

(平成8告示168・一部改正)

(雑草等の除去の代行)

第4条 市長は、前条第2項の指導又は助言をした場合において、所有者等が繁茂する雑草若しくは枯草の除去をしないとき、又は所有者等から繁茂する雑草若しくは枯草の除去の要請があつたときは、その所有者等に代わつて当該雑草又は枯草を除去することができるよう関係機関と連絡して除去することができる。

2 市長は、前項の規定により所有者等に代わつて空き地の雑草又は枯草を除去したときは、当該除去に要した費用を当該所有者等に請求することができる。

(平成8告示168・一部改正)

(協議)

第5条 市は、空き地の雑草又は枯草による衛生害虫、災害又は犯罪の発生を防止し、住民の生活の安定を図るため、関係機関等と協議して積極的に危険状態を排除するよう努めるものとする。

(平成8告示168・一部改正，平成22告示410・旧第6条繰上)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成8年告示第168号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年告示第410号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。